

様式1（第6条関係）

環整第 1057号
平成25年4月17日

環 境 大 臣 殿

兵庫県知事 井戸 敏三

平成25年度地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）
の交付申請について

標記について、次のとおり申請する。

- 1 補助金申請額 金220,000,000円
- 2 基金造成計画書（別紙1）
- 3 都道府県の歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙2）
- 4 添付書類
都道府県の基金条例

別紙 1

基金造成計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
金融機関への預金	(単位：円) 220,000,000 円	平成 25 年 5 月 30 日 造成予定 年利率 0.25%
合計額	220,000,000 円	

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

都道府県の歳入歳出予算（見込）書抄本

(都道府県の名称：兵庫県)

(単位：円)

歳 入		歳 出		備 考
事 項	金額	事 項	金額	
(款) 国庫支出金		(款) 衛生費		
(項) 国庫補助金		(項) 環境衛生費		
(目) 衛生費国庫補助金		(目) 環境保全対策費		
(節) 補助金	220,000,000	(節) 積立金		
		(事項) 環境保全基金積立金	220,000,000	
合 計	220,000,000	合 計	220,000,000	

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書)

(事業計画書作成担当者)

都道府県の名称	兵庫県		
所在地	神戸市中央区下山手通5-10-1		
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	柳生 映一	農政環境部環境管理局環境整備課 廃棄物指導係 主査	
	TEL	FAX	メールアドレス
	078-362-3279	078-362-4189	eiichi.yagyuu@pref.hyogo.lg.jp kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
海岸漂着物地域対策推進事業				
地域計画の策定・改定に係る事業	0	0	0	0
海岸漂着物等の回収・処理に係る事業	0	102,000	102,000	204,000
海岸漂着物等の発生抑制策に係る事業	0	8,000	8,000	16,000
合計	0	110,000	110,000	220,000

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称	兵庫海岸漂着物対策推進事業計画	
計画の期間	平成25年度～平成26年度	兵庫県、県内市町

各自治体における地域計画への位置づけ、その名称等

兵庫県の海岸には毎年多くのごみが漂着し、景観、自然環境、観光等への影響が懸念されている。このため、「海岸漂着物処理推進法」第14条に基づき、平成23年3月に「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」及び「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。この地域計画では、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の選定(以下、「重点区域」という)、重点区域において海岸漂着物対策として実施する地域の特性を踏まえた回収・処理方法、発生抑制対策及び海岸管理者、県、市町等関係者の役割分担等を定めている。

本事業計画では、重点区域等において、①海岸管理者等が実施する海岸漂着物の回収・処理及び②海岸漂着物の発生抑制対策、③普及啓発に係る事業を実施する。

計画の概要

- 1 兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」及び「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、地域の特性を踏まえ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、それぞれの地域において、民間活動団体の代表や国・県・市町の関係行政機関から構成される海岸漂着物対策推進協議会を開催する。(発生抑制対策)
- 2 瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進協議会及び日本海沿岸海岸漂着物対策推進協議会の開催(それぞれ年2回程度)
- 3 海岸管理者等は、海岸の地形、気象等の条件や景観、海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量・質等を勘案し、その時期及び頻度を設定し、海岸漂着物等の適正な処理を行う。県が海岸管理者の場、市町は海岸漂着物の適正処理に際し、海岸管理者に協力を。(回収・処理)
- 4 県が海岸管理者等となっている海岸については、県が海岸漂着物を直接契約及び市町委託により回収・処理を実施する。
- 5 また、市町が海岸管理者等となっている海岸については、市町補助により回収・処理を実施する。
- 6 海岸漂着物の発生の実態を把握し、ごみ等の適正な処理を推進することが必要であり、広く住民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に関与する取組をおこなう必要がある。海岸管理者、県、市町等は、海岸一斉清掃等の情報を提供し、清掃活動への参加を呼びかけるとともに意識の高揚を図る。(発生抑制対策・普及啓発)
- 7 平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに始まった県内全域で環境美化統一キャンペーンである「クリーンアップひょうごキャンペーン」を継続拡充して展開する。
- 8 成果目標については、①海岸漂着物の回収・処理事業ごとの回収・処理量、②直接的な雇用効果(人数)、③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数とする。
- 9 本事業計画の実施体制()内は従事予定人数

総括	分任
環境整備課(4)	港湾課(2) 漁港課(2) 農村環境課(2)
・市町補助事業の監理	各県民局等地方機関
・クリーンアップひょうごキャンペーンの監理	・県管理海岸での海岸漂着物の回収・処理
・推進協議会、普及啓発事業等の監理	

計画の成果目標

- (成果目標)
- 1 海岸漂着物の回収・処理事業ごとの回収・処理量、回収物の内訳(重点区域で海岸漂着物の回収・処理事業を実施した場合に回収・処理量、質等(どんなものが多いか)の把握を行い、海岸漂着物の発生抑制のための資料とす
 - 2 直接的な雇用効果(人数)
 - 3 本事業計画の実施による雇用効果(人数)を把握するため、雇用人数を把握する。
 - 4 クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数
 - 5 県内全域において、美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりのため、毎年5/30～7/31の間、展開している環境美化統一キャンペーンの「クリーンアップひょうごキャンペーン」への参加人数を把握する。なお、このキャンペーンでは、市町、関係団体、地域住民等が連携して、海岸清掃等美化活動の実施、環境美化の普及・啓発を図るため、人の多く集まる街頭等でのキャンペーン等を実施する。

項目	H24	H25	H26
①海岸漂着物の回収・処理事業ごとの回収・処理量、回収物の内訳	—	600t	600t
②直接的な雇用効果(人数)	—	26人	26人
③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数	—	約60万人	約60万人

備考:クリーンアップひょうごキャンペーンでのごみ回収量 約5,000t

海岸漂着物地域対策推進事業計画書(全体計画書) 事業一覽表

事業番号	実施年度	事業名	総事業費 (千円)	補助率	補助金所要額 (千円)	事業実施者	実施方法	事業区分	海岸漂着物等 回収・処理量 (t)	雇用効果 (人/年)	他の 国庫 補助 制度 の有 無	自治 体独 自の 補助 制度 の有 無
1	25	海岸漂着物対策推進協議会の運営	4,000	10/10	4,000	県(環境整備課)	直接	発生抑制	—	—	無	無
2	25	海岸漂着物等の回収・処理	52,000	10/10	52,000	県(港湾課へ分任)	委託	回収・処理	310	13	無	無
			32,000	10/10	32,000	県(漁港課が執行)	委託	回収・処理	190	8	無	無
			3,000	10/10	3,000	県(農村環境課が執行)	委託	回収・処理	20	1	無	無
			15,000	10/10	15,000	市町	補助	回収・処理	80	3	無	無
3	25	グリーンアップひょうごキャンペーン の展開	4,000	10/10	4,000	県(環境整備課)	委託	発生抑制・普及啓	(5,000) 県全域回収量	1	無	無
4	26	海岸漂着物対策推進協議会の運営	4,000	10/10	4,000	県(環境整備課)	直接	発生抑制	—	—	無	無
5	26	海岸漂着物等の回収・処理	52,000	10/10	52,000	県(港湾課へ分任)	委託	回収・処理	310	13	無	無
			32,000	10/10	32,000	県(漁港課が執行)	委託	回収・処理	190	8	無	無
			3,000	10/10	3,000	県(農村環境課が執行)	委託	回収・処理	20	1	無	無
			15,000	10/10	15,000	市町	補助	回収・処理	80	3	無	無
6	26	グリーンアップひょうごキャンペーン の展開	4,000	10/10	4,000	県(環境整備課)	委託	発生抑制・普及啓	(5,000) 県全域回収量	1	無	無
		合計	220,000		220,000				1,200	52		

平成25年度海岸漂着物地域対策推進事業計画書(各年度計画書)

(事業計画書作成担当者)

都道府県	兵庫県	
所在地	神戸市中央区下山手通5-10-1	
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等
	柳生 映一	農政環境部環境管理局環境整備課 廃棄物指導係 主査
	TEL	FAX
	078-362-3279	078-362-4189
	メールアドレス	
	eichi.yagyuu@pref.hyogo.lg.jp kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp	

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	執行率
海岸漂着物地域対策推進事業					
地域計画の策定・改定に係る事業	0	0	0	0	0
海岸漂着物等の回収・処理に係る事業	0	102,000	102,000	204,000	0
海岸漂着物等の発生抑制策に係る事業	0	8,000	8,000	16,000	0
合計	0	110,000	110,000	220,000	0

※事業計画書を提出する年度以外の年度は、執行済額又は執行見込額を記載する。

※執行率は、基金総額に対する執行済額の割合を記載する。

平成25年度海岸漂着物地域対策推進事業計画書(各年度計画書)

(事業計画の概要)

<p>計画の名称</p>	<p>兵庫県海岸漂着物対策推進事業計画</p>	
<p>事業の実施期間</p>	<p>平成25年度</p>	<p>事業実施主体 兵庫県、県内市町</p>
<p>平成25年度計画概要</p>		
<p>1 「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」及び「兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、地域の特性を踏まえ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、それぞれの地域において、民間活動団体の代表や国・県・市町の関係行政機関から構成される海岸漂着物対策推進協議会を開催する。(発生抑制対策) ○瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進協議会及び日本海沿岸海岸漂着物対策推進協議会の開催(それぞれ年2回程度) 2 海岸管理者等は、海岸の地形、気象等の条件や景観、海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量・質等を動察し、その時期及び頻度を設定し、海岸漂着物等の適正な処理を行う。県が海岸管理者の場合、市町は海岸漂着物の適正処理に関し、海岸管理者に協力する。(回収・処理) ○県が海岸管理者となっている海岸については、県が海岸漂着物を直接契約及び市町委託により回収・処理を実施する。 また、市町が海岸管理者等となっている海岸については、市町補助により回収・処理を実施する。 3 海岸漂着物等の多くは、陸域で発生したものであり、河川を通じて海に流れ出し海流や風により運ばれたものが、広く海岸に漂着しており、その中には生活に伴って派生したごみ等が含まれている。海岸漂着物の発生抑制には、海岸漂着物の発生の実態を把握し、ごみ等の適正な処理を推進することが必要であり、広く住民が当事者意識をもって自主的かつ積極的に海岸漂着物対策への取組をおこなう必要がある。海岸管理者、県、市町等は、海岸一斉清掃等の情報を提供し、清掃活動への参加を呼びかけるとともに意識の高揚を図る。(発生抑制対策・普及啓発) ○平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに始まった県内全域で環境美化統一キャンペーンである「クリーンアップひょうごキャンペーン」を継続拡充して展開する。 4 成果目標については、①海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量、②直接的な雇用効果(人数)、③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数とする。 5 本事業計画の実施体制()内は従事予定人数</p>		
<p>平成25年度成果目標</p>		
<p>(成果目標) ①海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量、回収物の内訳 重点区域で海岸漂着物等の回収・処理事業を実施した場合に回収・処理量、質等(どんなものが多いのか)の把握を行い、海岸漂着物等の発生抑制のための資料とする。 ②直接的な雇用効果(人数) 本事業計画の実施による雇用効果把握のため、雇用人数を把握する。 ③「クリーンアップひょうごキャンペーン」への参加人数 県内全域において、美しい地域景観の創出、魅力あふれる地域づくりのため、毎年5/30～7/31の間、展開している環境美化統一キャンペーンの「クリーンアップひょうごキャンペーン」への参加人数を把握する。なお、このキャンペーンでは、市町、関係団体、地域住民等が連携して、海岸清掃等美化活動の実施、環境美化の普及・啓発を図るため、人の多く集まる街頭等でのキャンペーン等を実施する。</p>		

項目	H24	H25	H26
①海岸漂着物等の回収・処理事業ごとの回収・処理量、回収物の内訳	-	600t	600t
②直接的な雇用効果(人数)	-	26人	26人
③クリーンアップひょうごキャンペーンへの参加人数	-	約60万人	約60万人

備考:クリーンアップひょうごキャンペーンでのごみ回収量 約5,000t

平成25年度海岸漂着物地域対策推進事業計画書(各年度計画書) 事業一覧表

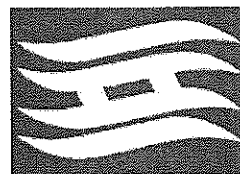
事業番号	事業名	総事業費 (千円)	補助率	補助金所要額 (千円)	事業実施者	実施方法	事業区分	海岸漂着物等 回収・処理量 (t)	雇用効果 (人/年)	当初計画からの 変更の有無	他の国庫補助 制度の有無	自治体独自の補助 制度の有無
1	海岸漂着物対策推進協議会の運営	1,500	10/10	1,500	県(環境整備課)	直接	発生抑制	—	—		無	無
2	海岸漂着物等の回収・処理	52,000	10/10	52,000	県(港湾課へ分任)	委託	回収・処理	310	13		無	無
		32,000	10/10	32,000	県(漁港課が執行)	委託	回収・処理	190	8		無	無
		3,000	10/10	3,000	県(農村整備課が執行)	委託	回収・処理	20	1		無	無
		15,000	10/10	15,000	市町	補助	回収・処理	80	3		無	無
3	海岸漂着物対策普及啓発員の採用	2,500	10/10	2,500	県	直接	発生抑制・普及啓発	—	—		無	無
4	クリーニングアップひょうごキャンペーンの展開	4,000	10/10	4,000	県(環境整備課)	委託	発生抑制・普及啓発	(5,000) 県全域回収量	1		無	無
	合計	110,000		110,000				600	26			

兵庫県公報

平成25年2月12日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（財政課）	1

公布された法令のあらまし

●環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第1号）

国の交付金等を活用して積み立てた次の基金について、次のとおり対象事業を追加することとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 環境保全基金について、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の規定により県が作成する地域計画に基づいて行う海岸に漂着し、又は散乱しているごみその他の汚物又は不要物の円滑な処理及びその発生の抑制を図るための事業を実施することとし、同基金の処分に係る規定について所要の整備を行うこととした。
- 2 緊急雇用就業機会創出基金について、介護等の分野における人材の安定的な確保を支援するための事業を実施することとし、同基金等の処分に係る規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例

(環境保全基金条例の一部改正)

第1条 環境保全基金条例（平成2年兵庫県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び附則第2項」を「並びに附則第2項及び第4項」に、「又は前項の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」を「、附則第3項の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は前項の補助金」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項の次に次の2項を加える。

4 環境保全基金条例及び緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第1号）の施行の日から平成27年3月31日までの間においては、基金は、第4条第1項各号に規定する事業のほか、海岸に漂着し、又は散乱しているごみその他の汚物又は不要物の円滑な処理及びその発生の抑制を図るための事業（以下「海岸漂着物地域対策推進事業」という。）の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

5 海岸漂着物地域対策推進事業の財源に充てる額は、前項に規定する期間内に基金に積み立てられる額のうち海岸漂着物地域対策推進事業に関し国から交付される補助金の額に相当する額及び当該額から生ずる収入額の範囲内とする。

(緊急雇用就業機会創出基金等設置条例の一部改正)

第2条 緊急雇用就業機会創出基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(処分の特例)

3 基金は、第4条の規定にかかわらず、別表の右欄に掲げる事業に関し国から交付された補助金又は交付金を返還するための財源に充てるため、処分することができる。

別表緊急雇用就業機会創出基金の項中「事業」の右に「並びに介護等の分野における人材の安定的な確保を支援するための事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。